

みぶ町政だより

1 月号

昭和51年 1月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場（毎月24日発行）

昭和34年9月30日第三種郵便物認可一部9円



冬空高く風上げ大会

一月十八日午前十時から思川堤防で、親子風上げ大会が盛大に行われました。この日、手作りの風を上げようと親子どもが一生懸命に青空に向かって約三百人が参加してそれぞれ技を競い合いました。二百メートルも高く舞い上るものや、糸が切れて飛んでいくものなど様々でした。風は、手作りのもので二メートルもあるような大風から小さな双風、中には市販されて流行している西洋風も上げられました。この日は、風が強く、高々と上った風は少なかったです。この催しは、町としてもはじめてのこととあって賞品をたくさん用意し、子どもたちはたくさん賞品をもらって大喜びでした。また、この催しに、中里玩具店や玩具団地の各社からたくさんのおもちゃが寄附され協力されました。

今月の人口

	1月1日現在	対前月比
総人口	30,951	59人増
男	15,390	19人増
女	15,561	40人増
世帯数	7,717	8世帯増

★相談内容

検査日	検査場所	時 間
2月26日	中央公民館	10時～3時
2月27日	稲葉地区公民館	10時～2時30分
3月1日	安塚小学校	10時～2時30分
3月2日	中央公民館	10時～3時

税金の還付申告は早めに

昭和五十年分の所得税の確定申告納税の受付は、二月十六日から三月十五日まで行いますが、税金の還付を受けるための確定申告は三月十六日より前でも受けています。早く申告すれば税金の還付早く受けられますので、なるべく早く申告してください。

確定申告をなくともよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納め過ぎになっている人は、確定申告をして税金の還付を受けることができます。特に次のような人は納め過ぎにないかどうかが確かめなくてはなりません。

① 源泉徴収された税金、配当、原稿料などの収入が少なく、しかも、その他の所得もあり多くない人
② 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、住生取得控除などを受けることができる人
③ 雑損控除、災害や盗難、横領にあつて、住宅や家財に損害を受けたときに、その損害額が所得額の二〇％をこえている場合は、そのこえている部分の金額が所得金額から控除されます。
④ 医療費控除、支払った医療費が所得金額の五％のいすれか低い方の金額をとっている場合

に、そのこえている部分の金額から控除されます。支払った医療費の領収書が必要です。
⑤ 住宅取得控除、四十七年一月一日から五十二年十二月三十一日の間に床面積が一六五平方メートル（四十八坪）以上の住宅を新築し、または新築住宅を購入した場合に居住した年以降三年間において、その後の年末調整だけで控除を受けられず、確定申告が必要です。その後の年末調整だけで控除を受けられず、確定申告が必要です。

① 建築確認通知書の写し（建築確認が必要でない家屋については設計図などの写し）
② 登記簿謄本や賃貸契約書、売買契約書などで、家屋の工事着手または購入年月日を明らかにする書類やの写し、また、給与所得は、源泉徴収票の写しを添付
③ 住民票の写し、ただし、四十八年分、四十九年分について控除を受けている場合は、書類を添付する必要はありません。

相 談 日	業 種	会 場
2月16日～2月21日	譲渡、その他	栃木税務署
2月23日～3月15日	営業、譲渡、その他	
相 談 日	業 種	会 場
2月23日～2月25日	営業について	壬生町役場別館会議室

三、給与所得者で、年中中途退職し、その後職しなかったたため、年末調整を受けなかったたため、勤務先からもらった源泉徴収票が必要で、
四、予定納税を控えている人で、確定申告を必要がなくなった人
★申告についての相談
確定申告の相談は二月十六日から三月十五日まで行いますが、還付申告については、それ以前でも相談に応じていますので、税務署へ。

敬愛する心を忘れずに

壬生町では、敬老の日を前にて、去る九月十三日（土）壬生地区、稲葉地区、南大岡地区の三地区毎に、明治、大正、昭和の三代にわたり、日本の歴史と最も変動激しい苦難の時代に、あらゆる困苦欠乏に耐えぬき、今日の郷土を築いてくださった七十以上の先輩の方々に、招待して、敬老会を開催し、町長さん、町議の議員さん、その他の方々からお祝いの言葉をいただいたり、地区婦人会の方々等による会食に楽しい一日を過ごしました。

各会場でも時のたつのも忘れて会場には割割とあふれ、本当日にはさらさら敬老会です。さて、終つて家に帰るため、電話をするお年寄りの方に役場の方や中学校の先生方は太世だつたが、電話を取り次いで農家のこと、家は誰れもいないので、通じないで困っている人もたくさんいました。すると度々土曜日の午後で授業を終った先生が走り寄り、家までお送りしようとお年寄りの耳もとに大きな声をかけている姿を見て、これが真の敬老の精神を表現した温かい心である



と思わず自問の熱くなるのを禁じ得ず、身震いして、
「お年寄りのところに目の車をつけ、手をとりて三人四人と乗せ、何回送り届けてる光景を見て最近よく言われる。一親子の断絶、今の若い者はとていいういやなイメージをもつばよさうなイメージをもつば日本人には独特のすばらしい家族制度、そして老人を敬愛する温かい血潮がこんこんと流れていることに強い誇りと安堵感をもりました。」
（この作文は、昨年九月に匿名送られたのですが、紙面の都合によりおれましましたのでお詫言します。）

二十歳になったら

国民年金へ

一月十五日には、全国各地でついに成人式が催されました。日本に住む日本人は、二十歳になれば、国民年金の保険料になることに、法律で定められています。あなたが、まだないまま加入の手続きをしよう。加入すると、美しい年暮帳が、これこそ豊かな国際社会人へのパスポートです。

ヨーロッパ、アメリカの若者もみな年金にはいっています。年金は、遠い未来を準備するだけではありません。加入して一年たつた後は、交通事故、病気、天災などで、思わぬ重慶障害を受けるとすると、障害年金が支給されます。

また、勤父を亡くした家庭には、母子年金が、さらに両親が早死すれば、お子さんに遺児年金が支給されます。

そして、あなたが六十五歳になれば、老齢年金をさしつけて、老後をゆたかに守るのです。最近の日本は、世界でも屈指の長寿国になりました。たつた、老後の生活を考えて、若い時から準備をしておくことが必要です。

保険料は、月に千五百円（四月か

二月の心配ごと相談日
第一火曜日 三日
第二火曜日 十日
第三火曜日 十七日
第四火曜日 二十四日
役場日 本間
南大岡公民館
第一火曜日には行政相談、人権相談も併せて開設します。
時間は、いずれも十時から三時まで

○母子福祉会 一三二二円
○青柳子殿（浦和市） 一〇〇〇円
計 一四〇二二円
共同募金 一四〇二二円
ありがとう

赤い羽根の共同募金りがとう
募金額は、次のとおりです。
○街頭募金 六九六六円
○法人募金 四四四四円
○職域募金 七六八〇円
○戸別募金 一〇〇六四〇五円
計 一五〇七四八八円



福島春野氏死去

下横町自衛隊長福島春野氏（七十三歳）は、十月十七日午後十時三十分心臓病のため、自宅において死去されました。

福島氏は、長年下横町の自衛隊長をはじめ、国民年金協力委員、保健委員、民生委員、下横町老人クラブ会長などのいろいろな仕事に尽力されました。

また、昭和四十六年五月には壬生町自治功労者として表彰を受けられておりました。

善意銀行

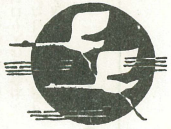
○金一〇六四円
壬生町四日クラブ（森田町自治会長）は、昨年の暮に野鳥助売を行い、その益金を寄附されたもの。金三三〇円
壬生甲一七七七 小西ツエ子 金八千円 青年の集い クラスパティヤリティ 金
青年団協議会 会長長島昭一 殿

免許更新講習

二月の日程は、次のとおりです。
・三日（金） 中央公民館
・二十六日（日） 徳島医科大学
時間は、いずれも午前十時から

朝の寒さが一段と厳しくなりましたので、水道の凍結には十分注意してください。

お知らせ



乳児検診

●とき 一月十六日(月) 十七日(火)
●ところ 中央公民館

●該当地域 壬生地区(ひばりヶ丘も含む)、藤井地区

●該当児 十六日、昭和五十年六月一日から同年七月十五日までに生まれたお子さん。
十七日、昭和五十年七月十六日から同年八月三十一日まで生まれたお子さん。

●赤ちゃん健康相談
●とき 二月十三日(金)、二十日(金) 二月五日(金)
●ところ 中央公民館
時間は、十時～三時

●該当児 検診を受けなかったお子さん、および九月月一一年児
●持参するもの 母子健康手帳を忘れずに
●三カ月児検診 ●とき 二月十九日(火)
午後一時三十分から
●ところ 中央公民館日室間
昭和五十年十月二十日 から十一月十九日まで
に生まれたお子さん。
母子健康手帳を忘れずに
●一般健康相談

●該当者 家族計画から成人病などの相談についてお気軽にお出かけください。
●とき 二月二十七日(金) 十時から三時まで
●ところ 中央公民館保健室

当番医師のお知らせ

一月の日程は、次の医師以外全部休診になります。
◎当番医師の往診はできません。

日	町名	医名	電話
一日	安塚	佐藤 医院	(6)01223
八日	城東町	前原 医院	(2)01441
十一日	舟町	早川 医院	(2)02110
十五日	上通町	小倉光 医院	(2)00557
二十二日	安塚	島田 医院	(6)00111
二十九日	仲通町	木村 医院	(2)00556

二月の納税 固定資産税 第四期分 国民年金一、二、三、月分

廃犬引き取り日

いらない犬は、はなさないで廃犬引き取り日に出してください。
●日程 一月十日(火) 二十五日(火)

妊婦検診と血液検査

●とき 二月十日(火) 一時三十分から
●ところ 母子健康センター
妊婦の方。また、結婚される方の血液検査を併せて実施していますので、ご利用ください。(無料です。)



百姓と武士の生活(十二)

一、新井の者敵の形を他言致候はば物難たり又引取り言上して後たなすねを付けて誤りを余人に種付候はば是又新罪なるべき事
一、物見の者狼りに敵と勝負致候はば其の次第時味の上斬罪に可行事
一、使者の着下知の趣を申達し、或は口上を差図して事の主意を取いたる等は何れも処申付候事
一、敵の来るを畏其の後に非ずして高声に陣中に触れ奔走致候はば罪科に可行事且つ無事の節も狼りに高聲奔走等致候はば之を糺しの上意度咎め申付候事
一、敵之内通致候はば糺に行い、父子兄弟に至る迄敵可致候人は永牢せしむべき事
一、陣中にて失火致者は重科たり若早速減留候はば用捨の事
一、惣て火薬を取扱候向は元の元は報聞に致聞敷、出火候はば其の次第時味の上罪科に可行事
一、時を預り候時を違ひ夜廻り等の者合詞を致候はば成敗すべき事
一、抜懸致候者は何程の功有之候共死刑に処すべき事
一、全敵員の相聞を聞き入れず狼りに立候者は罪科に可行事
一、中筋大筋の士知に違候者或は狼りに打放しに用立ち申す候はば時味の上相当の咎有之事但し、敵を畏れ候はば其の場の頭長立候者は打捨て用捨の事
一、頭長立候者は配下の輩が下知の下知を疎に致候はば咎申付依之敵の勝口を引出候はば新罪なるべき事
一、頭長立候者は配下の輩が下知に従申す候はば功業用捨の事、敵前に臨み分矢玉にりて討死し時、惣て一同に血戦し敵を破候はば床机廻りの者を賞買其の余は敵次第により賞に処すべし、若し敵を破ら候はば一侍の者に統に罪を行へし、床机廻りの者は切腹申付くべき事又其の場時味有之事
一、勝軍の時財宝に心を移し、合戦を専らに致さる者は死刑に為す可き事
一、飾り首致候者は双方執持追放すべし、作り首致候者は成敗せしめ親子兄弟を罪に行事
一、合戦が済み程経て首を持参する者は、時味の咎可申付深手を負い候者は格別たるべき事
一、惣て法令に背き士の上知に非ざる仕業を致し又利欲にふけり候所行有之候はば其の上相当の咎可申付事

【筆者 大垣】

“お知らせ”がおいれますから早く配布しましょう。